令和 8 年　8 月 10 日

医師会会員医療機関
院長・ご担当医　各位

草加市立病院
循環器内科　診療科長　稲垣　裕

「心不全再入院予防継続管理料 3」の届出・算定意向に関するアンケートへのご協力のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、当院の診療ならびに地域医療連携に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度診療報酬改定において、急性心不全で入院した患者に対し、入院中から退院後まで継続的な管理を行い、心不全の再入院を予防することを目的として、「心不全再入院予防継続管理料」が新設されました。

制度開始から約 2 か月が経過し、当院においても、心不全再入院予防継続管理料 1・2 を算定した患者のうち、病状が安定し、地域のかかりつけ医の先生方へ逆紹介することが適切と考えられる患者がみられるようになりました。

こうした患者が住み慣れた地域で継続的な心不全管理を受けられる体制を整えるためには、当院と地域の医療機関との役割分担を明確にし、円滑な情報共有と連携体制を構築することが重要と考えております。

つきましては、医師会会員医療機関における「心不全再入院予防継続管理料 3」の届出・算定意向、対象患者の受入れの可能性、算定にあたっての課題および必要な支援を把握するため、アンケートを実施させていただくこととなりました。

本アンケートは、現時点で管理料 3 の届出・算定を予定されていない医療機関にもご回答をお願いしております。算定を進めるうえで障壁となっている事項を把握し、今後の説明会・研修会、届出支援、診療情報共有、増悪時の相談・再紹介体制などを検討するための基礎資料とさせていただきます。

なお、施設基準に関連する栄養食事指導については、地域の医療機関からのご依頼に応じて、当院の管理栄養士が対応できる体制の整備を現在進めております。具体的な運用方法については、体制が整い次第、改めてご案内する予定です。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご回答方法

下記期限までに QR コードにてご回答ください。QR コードでの回答が難しい場合はお手数ですが地域医療連携相談室までご連絡ください。

回答期限：令和 8 年　8 月　31 日（月）

※回答は医療機関ごとに 1 部お願いいたします。
※施設名・連絡先の記載は、個別相談や今後の案内を希望される場合のみで差し支えありません。
※ご回答いただいた内容は、地域における心不全診療連携体制の検討目的以外には使用いたしません。

アンケート QR コード

草加市立病院ホームページ「医療機関の方へ」内の「心不全再入院予防継続管理料3の届出・算定意向に関するアンケートについて」にアンケート回答フォームのリンクを掲載しております。

心不全再入院予防継続管理料について

令和 8 年度診療報酬改定において、急性心不全で入院した患者に対し、入院中から退院後まで多職種・地域連携による継続的な管理を行い、心不全再入院を予防することを目的として、**「心不全再入院予防継続管理料」**が新設されました。

制度は、以下の 3 区分で構成されています。

区分	主な場面	点数・算定期間
管理料 1	急性心不全による入院中	1,000 点、入院中 1 回
管理料 2	管理料 1 算定後の専門医療機関等の外来	6 回目まで 700 点、7 回目以降 225 点
管理料 3	**管理料 1 または 2 算定後の地域医療機関等の外来**	**6 回目まで 400 点、**

区分	主な場面	点数・算定期間
		7 回目以降 225 点

管理料 2・3 は、初回算定月から 1 年間を限度として月 1 回算定します。管理料 3 は、管理料 1 または 2 を算定した日から 6 か月以内の患者について、心不全を主病として、ガイドラインに基づく治療効果の評価と必要な治療を継続して行うことを評価するものです。管理料 2 で求められる「個別指導を合計 30 分以上実施する」という要件は、管理料 3 には設けられていません。

管理料 3 の主な施設基準には、一定の心不全診療・指導経験を有する医師、看護師または保健師等による体制、栄養食事指導を行える連携体制、管理料 1 または 2 の届出医療機関が開催する研修会への参加などがあります。

栄養食事指導については、管理料 3 を算定する地域医療機関からの依頼に応じ、当院の管理栄養士が対応できる連携体制を現在構築中です。具体的な依頼方法や届出時の取扱いについては、体制が整い次第ご案内します。

また、研修会については、アンケート結果を踏まえ、開催方法等について検討し、改めてご案内させていただきます。

なお、管理料 2・3 の算定回数は患者単位で医療機関をまたいで通算され、同一月に複数の医療機関が算定することはできません。このため、逆紹介時の情報共有と算定医療機関の明確化が必要です。

今回、当院で管理料 1・2 を算定した患者の地域医療機関への逆紹介を進めるにあたり、各医療機関における管理料 3 の届出・算定意向、必要な支援および実施上の課題を把握するため、本アンケートを実施します。

お問い合わせ先

草加市立病院　地域医療連携相談室
担当：加藤・玉城・林田
電話：048-946-2200
FAX：048-946-2501